

少額投資非課税制度【愛称：NISA】について

NISAは英国のISA (Individual Savings Account) を参考に創設された制度で、毎年 120 万円を上限とする上場株式・公募株式投資信託等の新規購入分を対象に、その配当や譲渡益等を最長 5 年間、非課税にする制度です。

■ 上場株式・公募株式投資信託等の配当所得・譲渡所得に係る税制のイメージ



■ 制度概要

制度対象者	口座開設年の1月1日時点で20歳以上の日本国内居住者
非課税対象	上場株式・公募株式投資信託等の配当や譲渡益等（当信用組合の取扱商品は公募株式投資信託のみです。）
非課税投資枠	毎年、新規投資額で120万円を上限（未利用枠の翌年以降の繰越はできません。）
非課税期間	5年間（期間終了後、新たな非課税枠への移行による継続保有が可能です。）
非課税投資総額	最大600万円（新規投資額で年間120万円×5年間） ※ 平成28年から5年間投資を行った場合の新規投資額
口座開設期間	平成26年から平成35年までの10年間
勘定設定期間	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年1月1日～平成29年12月31日【基準日：平成25年1月1日】 平成30年1月1日～平成35年12月31日
口座開設	(1) 同一の勘定設定期間内における金融機関を1年毎に変更が可能です。 (2) 同一の勘定設定期間におけるNISA口座の再開設が可能です。 ※ (1)(2)とも既に公募株式投資信託等を購入した年については、その年内における金融機関の変更及びNISA口座の再開設はできません。
途中売却	自由（ただし、売却部分の枠の再利用はできません。）
口座移管	課税口座（特定口座・一般口座）から非課税口座への移管はできません。
損益通算等	課税口座（特定口座・一般口座）との損益通算や繰越控除はできません。

■ 制度イメージ

		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年	平成 34 年	平成 35 年	平成 36 年	平成 37 年	平成 38 年	平成 39 年
勘定設定期間	平成 26 年	100 万円													
	平成 27 年		100 万円												
	平成 28 年			120 万円											
	平成 29 年				120 万円										
	平成 30 年					120 万円									
勘定設定期間	平成 31 年						120 万円								
	平成 32 年							120 万円							
	平成 33 年								120 万円						
	平成 34 年									120 万円					
	平成 35 年										120 万円				
	平成 36 年											120 万円			

非課税枠に移行しなかった場合、課税口座（特定口座・一般口座）に時価で払い出されます。

非課税期間終了後は120万円を限度に翌年の非課税枠への移行が可能です。

例えば、平成28年は平成27年に口座開設した金融機関とは別の金融機関に口座開設ができます。

- 当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料は平成28年度税制改正に基づき作成しており、税法が改正された場合には、税率や制度が変更される場合があります。
- 当資料の記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。
- 投資信託のお申込みにあたっては、交付目論見書の内容を必ずご確認のうえ、お客さまご自身でご判断ください。

お問合せ先 長崎三菱信用組合 事業管理本部 TEL 095-861-4161 本店営業部 TEL.095-861-3724 本店営業部本館出張所 TEL.095-864-0637

登録金融機関番号：福岡財務支局長（登金）第112号 加入金融商品取引業協会：ありません

（平成28年8月）